

後期高齢者医療制度の保険料軽減措置の見直し

後期高齢者医療制度の医療費は高齢化社会の進展により増加しており、制度を支える現役世代からの支援金、国費なども増加傾向にあります。被保険者の方には保険料という形で医療費の一部を負担していただいているところですが、一定の方の保険料は、本来あるべき保険料額から更に負担を抑える特例措置が続けられています。

しかし被保険者数や医療費が増加する中、被保険者間で保険料の格差が生じていること、また支援している現役世代との不公平感も否めないことから、平成29年度の保険料からこの特例措置を段階的に見直していくことになりました。具体的な軽減内容、改正箇所は以下のようになりますが、今後も安心して後期高齢者医療制度を利用していただくための制度改正にご理解をお願いします。

① 被用者保険の被扶養者であった方の保険料「均等割額」の軽減

平成29年度分の保険料「均等割額」軽減割合は従来の9割軽減から7割軽減へ変更されます。なお保険料「所得割額」の負担はありません。

平成28年度	9割軽減
平成29年度	7割軽減
平成30年度	5割軽減
平成31年度	資格取得後2年を経過する月まで5割軽減

※被用者保険…協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称
(国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません。)

② 保険料「所得割額」の軽減

平成29年度分の保険料「所得割額」を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方の「所得割額」軽減割合は、一律5割軽減から一律2割軽減へ変更されます。

平成28年度	5割軽減
平成29年度	2割軽減
平成30年度	軽減廃止

③ 保険料「均等割額」の軽減(2割、5割軽減は判定基準額を拡大し、対象を広げます)

軽減割合	世帯(被保険者と世帯主)の平成28年中の総所得金額等の合計額
9割軽減	「33万円(基礎控除額)」以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)
8.5割軽減	「33万円(基礎控除額)」以下の世帯
5割軽減	「33万円(基礎控除額)+27万円×世帯の被保険者数」以下の世帯(26.5万円→27万円へ)
2割軽減	「33万円(基礎控除額)+49万円×世帯の被保険者数」以下の世帯(48万円→49万円へ)

●均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の方のみ適用)を差し引いた金額となります。

●軽減判定日は4月1日または資格を取得した日となります。

【問 合 先】住民課 ☎388-1115